B－2　次の記述は、予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第８条及び第１９条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。

①　総務大臣は、予備免許を受けた者から［ア］があった場合において、相当と認めるときは、［イ］を［ウ］することができる。
②　総務大臣は、予備免許を受けた者が［エ］、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、［オ］と認めるときは、その指定を変更することができる。

1　申請　　2　届出
3　免許の有効期間　　4　工事落成の期限
5　短縮　　6　延長
7　識別信号　　8　通信の相手方、通信事項
9　電波の規整その他公益上必要がある　　10　混信の除去その他特に必要がある

B－3　アマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信として、電波法施行規則（第３７条）に規定されているものを１、規定されていないものを２として解答せよ。

ア　人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
イ　電波法第７４条（非常の場合の無線通信）第１項に規定する通信の訓練のために行う通信
ウ　無線機器の試験又は調整をするために行う通信
エ　電気通信業務の通信
オ　漁業通信

B－4　次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第１２条及び別表第１号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを１、適合しないものを２として解答せよ。

	字句	モールス符号
ア	ALFA	・－　・－・　・・－・　・－
イ	BRAVO	－・・・　・－・　－・　・・・－　－－－
ウ	CHARLIE	－・－・　・・・・　・－　・－・　・－・・　・・　・
エ	DELTA	－・・　・　・－・　－　・－
オ	ECHO	・　－・－・　・・・・　－－－

注　モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5　次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第７６条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
(1)　正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き［ア］以上休止したとき。
(2)　不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
(3)　不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は［イ］の許可を受けたとき。
(4)　不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
(5)　［ウ］の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
(6)　免許人が［エ］に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から［オ］を経過しない者に該当するに至ったとき。

1　1年　　2　6箇月
3　工事設計の変更　　4　無線設備の変更の工事
5　電波の発射　　6　無線局の運用
7　電波法又は放送法　　8　電波法又は電気通信事業法
9　2年　　10　3年

B－6　局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第３条）の規定に適合するものを１、適合しないものを２として解答せよ。

ア　周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
イ　すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
ウ　局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。
エ　発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
オ　受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。